

投票日 7/10(日) 参議院議員選挙

7/10(日)は、参議院議員選挙の投票日です。投票時間は7:00～20:00です。私たちの未来を託すこの選挙にあなたの貴重な一票を有効に生かしましょう。

問 選挙管理委員会事務局 代表 ☎

18歳から投票できます！
みんなで投票に行こう!!



日野市で投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことのある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。

▶ 今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方

- 年齢要件** 平成10年7/11までに生まれた方
- 住所要件** ①平成28年3/21までに日野市の住民基本台帳に登録され、投票日まで引き続き日野市に居住している方②平成28年2/21以降に日野市から転出した方で日野市に住民登録期間が3カ月以上あった方

市内で転居した方

6/3までに転居届を提出した方は、新しい投票区の投票所で、6/6以降に転居届を提出した方は、従前の投票所で投票してください。

日野市に転入・転出した方

平成28年3/22以降に日野市に転入した方は前住所地の投票所で投票することができます。また、平成28年3/22以降に日野市から他の区市町村へ転出した方は、日野市で投票することになります。

期日前投票

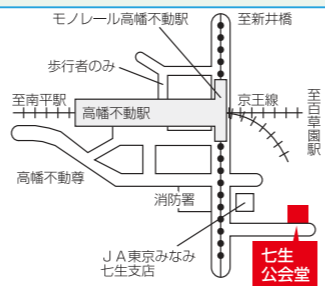
投票日当日、投票所に行けない方は期日前投票ができます。お手元に投票所入場券が届いている方は、ご自分の投票所入場券裏面の「宣誓書兼(請求書)」に必要事項を記載の上、お出掛けの際にお持ちください。宣誓書兼請求書のあなたの氏名と住所をご確認の上①投票する日②生年月日を記入し③該当する事由を一つ〇で囲んでください。

期日前投票所

市役所本庁舎
1階 101 会議室
日時 6/23(木)～7/9(土)
8:30～20:00
※土曜・日曜日も実施



七生福祉センター
(七生公会堂 1階)
※七生支所では投票できません
日時 7/4(月)～9(土)
8:30～20:00※土曜日も実施



入場券は世帯ごとに封書で

投票所入場券は、世帯ごとに封書でお送りします。同じ世帯の方は、一つの封筒に世帯全員の入場券が入っています。お手元に届いた際は中身を確認、入場券に記載のある投票所へお出掛けください。

▶ 入場券を紛失した場合

投票所の受付係に紛失した旨をお話いただき、入場券の再発行を受けてから投票してください。

持ち物 本人確認できる保険証・運転免許証など

選挙公報は全戸配布

参議院議員選挙の候補者の政見などを掲載した選挙公報を7/8(金)までにシルバー人材センターより全戸配布します。

7/8(金)までに届かなかった場合は、シルバー人材センター(☎581-8171)へご連絡ください。

▶ 選挙公報配布施設…市役所 5階選挙管理委員会事務局・1階市民相談窓口脇出入口、七生支所、七生公会堂1階、豊田駅連絡所、市内各図書館

▶ 視覚障害者など目の不自由な方…点字版および音声版の「選挙のお知らせ」を市内各図書館などに備える予定です。

今回の選挙から適用～18歳から投票できます

公職選挙法の一部が改正され、今回の参議院議員選挙から選挙権の年齢が、満18歳以上に引き下げられました。

日野市では約3,500人の新有権者が誕生します。該当する新有権者の皆さまには、投票所入場券とともにお知らせを同封します。



より投票しやすく～投票所(上田地区センター)を新設

第3投票区(一小)と、第8投票区(豊田小)で投票されていた皆さまがより投票しやすくなるように、上田地区センターを投票所とする第30投票所を新設します。

投票区	第30投票区
投票所	上田地区センター
区域	川辺堀之内、宮の一部、上田、万願寺4丁目28番地～4丁目最後、万願寺6丁目8～16番地・18～35番地・39番地～6丁目最後、豊田(1～4丁目を除く)



不在者投票

▶ 滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票する場合

出張や旅行などで日野市以外に滞在する方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて不在者投票を行うことができます。なお、事前に「宣誓書(兼請求書)」による申請が必要です。詳細は選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

▶ 病院や老人ホームなどで投票する場合

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設が都道府県選挙管理委員会で指定する施設であれば、その施設で不在者投票を行うことができます。詳細は、入院・入所している施設にお早めにご確認ください。

郵便などによる投票

身体に重度の障害があり、投票所へ行くことが困難で下表に該当する方は郵便などによる不在者投票ができます。

なお、この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」が必要です。まだ、交付を受けていない方は早急に選挙管理委員会でご手続きを行ってください。

▶ 郵便などによる投票用紙の請求は7/6(水)(必着)まで
その他、郵便などの投票に関して、詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

手帳の種類	障害名	障害等の等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5